

第1回 農業委員会総会議事録

令和2年7月22日開会

中標津町農業委員会

令和2年7月22日、第1回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

(農業委員会等に関する法律第21条の規定により町長が招集する)

本日出席した委員

(仮議席)

1番	二瓶	裕貴
2番	横田	千秋
3番	谷川	好則
4番	長谷川	孝二
5番	田中	洋希
6番	竹村	聡
7番	武田	健治
8番	田中	世一
9番	瀧本	和男
10番	須崎	智
11番	和泉	光広
12番	後藤	宏幸
14番	赤波	江信二
15番	小林	亨
16番	中村	正生
17番	笠原	康博
18番	本田	信幸

本日欠席した委員

13番	高橋	正一
-----	----	----

附議した案件

- (イ) 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第 2 号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ホ) 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ヘ) 議案第 6 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事務局 長	坂井 一文
庶務係 長	葛西 利光
農地係 長	小倉 欣也
係	宮崎 智佳

(開会 10時30分)

事務局長 ただ今より、中標津町農業委員会第1回総会を開催いたします。改選後、最初の総会でありますので、町長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

町 長 農業委員改選後、第1回中標津町農業委員会の総会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。農業委員の皆様には、農業行政はもとより町政全般にわたり、日頃よりご支援とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。農業委員会におかれましては、平成28年の農業委員会法の改正により、委員の公選制が廃止され、町長が議会の同意を得て任命することになりました。皆様におかれましては、先般の6月定例議会で議会の同意を得、去る7月20日に辞令を交付したところでございます。農業委員会の改革については従来の許認可のみならず、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など積極的に取り組むべき内容がより強く位置づけられました。このような状況の中で委員の皆様には、新人の方もおられますし、経験豊かな方等さまざまでございますが、それぞれの地域において、皆様は人望のある方でありますので、必ずや農業委員としての任務を果たしていかれるものと思っております。本総会を期に、気持ちを新たにされまして、農業委員18人の仲間と共に充実した委員会活動をされますようご期待申し上げます。最後になりますが、中標津町農業委員会のますますのご発展とご参会の皆様のご健康、ご活躍をご祈念申し上げまして挨拶とさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。総会に入ります前に自己紹介をお願いしたいと思います。着席番号1番の二瓶裕貴委員より席の番号順にお願いいたします。

・・・・・・・・・・ (各委員自己紹介) ・・・・・・・・・・

事務局長 ありがとうございます。
これより総会の議事に入りますが、会長が選任されるまでの間、本日の総会の招集者であります町長に、臨時議長をお務めいただき議事の進行をお願いいたしたいと思っております。町長よろしくをお願いいたします。

町 長 改選後に行なわれます、最初の総会につきましては、町長が招集する事になっておりますので、会長が選出されるまでの間、臨時の議長の職務を行ないたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

臨時議長 それでは議事に入ります。ただいまの出席委員は17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従いまして、ただちに会議に入ります。
日程1「仮議席の指定」を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席を指定します。
日程2「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
中標津町農業委員会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員は、後程決定されます議席番号の1番及び2番の委員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。
日程3、選挙第1号「中標津町農業委員会会長の互選について」を議題に供します。
会長は農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもってあてることになっております。互選の方法として選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選するか、おはかり致します。
発言を求めます。
(挙手あり) 小林委員

小林委員 指名推薦ということでご提案申し上げます。

臨時議長 ただいま、小林委員から指名推薦の方法で互選したらどうかとのご発言がございました、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。
おはかり致します、指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。
よって会長の互選は指名推薦の方法で行うこととなりました。
指名推薦について発言を求めます。
(挙手あり) 小林委員

小林委員 それでは推薦申し上げます。本田信幸委員を会長に推薦したいと思います。

臨時議長 ただいま、小林委員から本田委員を会長に指名推薦いただきました。
他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

臨時議長 ないものと認めます。おはかり致します、会長に本田委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

臨時議長 ご異議ないものと認めます。
よって、会長には本田委員を選任することに決定いたしました。
ここで、会長に選任されました本田委員よりご挨拶をお願いします。

本田会長 ただいま、会長に推薦いただきました本田信幸です。中標津町全体の農地を守るため、みなさんと努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

臨時議長 会長が選任されましたので、ここで臨時議長の職務を終わらせていただきます。
皆様のご協力をいただきまして、無事臨時議長の重任を果たさせていただきました。
大変ありがとうございました。
ここで暫時休憩と致します。

(～暫時休憩～)

事務局長 町長につきましては、この後の日程がございますので、ここで退席をすることとなります。
臨時議長大変ありがとうございました。

(～町長退席～)

事務局長 会長が決まりましたので、会議規則第5条により本田会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは会議を再開致します。
日程4、選挙第2号「中標津町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題に

供します。農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けた時また、事故がある時は委員が互選した者が、その職務を代理することになっております。職務代理者の互選の方法として、選挙による方法、指名推薦による方法等がございますが、どのような方法で互選したらよろしいか、おはかり致します。

(挙手あり) 小林委員

小林委員 先ほどと同様に指名推薦をご提案申し上げます。

議長 ただいま、小林委員から指名推薦の方法で互選したらどうかと、ご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

議長 ないものと認めます。
おはかり致します。指名推薦の方法で互選することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって会長代理は指名推薦の方法で互選することとなりました。指名推薦について発言を求めます。

(挙手あり) 小林委員

小林委員 武田健治委員を指名推薦いたします。

議長 ただいま、小林委員から武田委員を会長代理に推薦したい旨、ご発言がございましたが、他にございませんか。

(全委員) 「なし」の声

議長 ないものと認めます。おはかり致します、会長職務代理者に武田委員を選任することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって会長代理には、武田委員を選任することに決定いたしました。
ここで、会長代理に選任されました武田委員からご挨拶をいただきます。

武田代理 おはようございます。武田です。2期目に突入したばかりですけれども、代理という重役を仰せつかりまして、これから身の引き締まる思いです。尚、笠原さんに対しては長い間どうもご苦勞様でした。役を受けることに対しまして、なかなか受けづらい部分ていうのがあります。さっき局長が言われましたとおり社会的責任がどんどん重た

くなってきてるので、それに対する対応はどうなっているのか。例えばヘルパーを取るに対しても自費、何をするにも自費って、そういうことなら次に受けられる人はなくなるのではないだろうかということをお慮してあります。代理という位置なので僕の3年間は誰が役を受けても受けられるよという環境づくりに邁進していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長 日程5「議席の指定」を行います。会議規則第8条の規定により、議長が定めるとなっておりますので、議席はただいま着席されております議席といたします。

日程6「中標津町農業委員会専門委員会の構成について」を議題に供します。中標津町農業委員会専門委員会規則第4条の規程により、専門委員会の構成につきましては、総会で委員の中から互選した者を充てることになっております。

おはかり致します。

中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選挙届を提出していただきまして、この票をもとに会長、会長代理で調整させていただき、委員会構成を決定したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって、中標津町農業委員会専門委員会の構成につきましては、各委員から所属委員会選挙届を提出していただき、この届をもとに会長、会長代理で調整させていただき、委員会構成を決定することと致します。

なお、専門委員会規則第八条第二項の規定により、会長、会長代理は各委員会に出席しなければならないことになっておりますので、専門委員会には所属致しませんのでご了承願ひます。

休憩中に専門委員会の選挙届を配布しますので、記入のうえ事務局に提出していただきます。ただちに休憩に入ります。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に提出された選挙届をもとに、会長、会長代理で調整をさせていただき、委員会構成を決定しましたので、事務局長から報告致します。事務局長。

事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。谷川委員、長谷川委員、瀧本委員、須崎委員、和泉委員、赤波江委員、小林委員、笠原委員以上8名でございます。

次に農地委員会ですが、二瓶委員、横田委員、田中洋希委員、竹村委員、田中世一委員、後藤田委員、中村委員、そして、本日欠席でございます、高橋委員より農地委員という希望がございましたので、高橋委員を加えた8名でございます。以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。ここで暫時休憩と致します。休憩中に各委員

会の開催をお願いします。専門委員会規則第五条の規定により委員長、副委員長各1名を互選していただきまして、事務局まで報告をお願いします。また、後ほど議題となります、広報特別委員会の委員であります、各専門委員会から2名を選出することとなっておりますので、合わせて選出していただき、報告をいただきたいと思っております。よろしくお願い致します。ただちに休憩に入ります。

(～暫時休憩～)

- 議長 長 休憩前に引き続き、会議を再開致します。
休憩中に各委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告致します。
事務局長。
- 事務局長 それでは農政委員会から報告いたします。
委員長に長谷川委員、副委員長は和泉委員、農地委員会には委員長に高橋委員、副委員長は後藤田委員と決まっておりますので報告させていただきます。
- 議長 長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで、農政、農地各委員長からご挨拶をいただきます。
農政委員長、お願いします。
- 長谷川委員長 ただいま、農政委員会の委員長に推薦されました長谷川です。まさか2期目に入ってしまうという大役を任せられることとは思いませんでした。3期目、4期目、5期目経験豊富な先輩方が沢山おりますので、その方々のご指導の下、また協力の下、我々も含めまして、農家さんが、また新規で入ってくる若い世代の人たちが、これから希望をもって農業運営できるような形に少しでもサポートできるように農業委員をとおしてこれから3年間頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力とご指導をよろしくお願い致します。
- 議長 長 農地委員長の高橋委員ですが、本日通院のため欠席でございます。次回に就任のご挨拶をいただきたいと思っております。
- 議長 長 日程7、「広報特別委員会の構成について」を議題に供します。
広報特別委員会の委員構成につきましては、広報特別委員会設置要綱第2条の規定により、農政委員会から2名、農地委員会から2名と会長代理の併せて5名で構成することとなっております。すでに農政、農地各委員会から委員が選出されておりますので、事務局長から報告いたします。
- 事務局長 それでは、報告いたします。
農政委員会からは谷川委員と赤波江委員。農地委員会からは二瓶委員と竹村委員。それと武田会長代理の5名で広報特別委員会が構成されます。以上でございます。
- 議長 長 ただいま、報告のとおりでございます。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に広報特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。ただちに休憩に入ります。

(～暫時休憩～)

議長 休憩前に引き続き会議を再開致します。
休憩中に広報特別委員会委員長、副委員長が決定されましたので、事務局長から報告いたします。

事務局長 それでは報告いたします。
委員長には赤波江委員、副委員長には谷川委員が決定されました。
以上でございます。

議長 ただいま、報告のとおりでございます。
ここで、広報特別委員会委員長からご挨拶をいただきます。

赤波江委員 広報委員長を命ぜられました赤波江信二と申します。広報委員会は年2回、9月と1月に発行しております、農業委員会のいろいろな活動とか年金とか農地・農政の最新の情報などを載せておまして、6年間広報誌をやらせてもらいましたけど、なかなか計根別農協とか中標津農協の組合員の皆さんからは、あまり読んでないとか見てないとか関心ないとか多くの情報が寄せられておりますけど、ぜひとも皆さんに読んでいただけるような、関心を持っていただけるようなそんな話題を載せて広報誌を作っていきたいと思っておりますので、農業委員の皆さんにおきましても、原稿等の依頼がありましたら、悪い顔せずに喜んで受けただけければなと思っております。それでは3年間よろしく申し上げます。

議長 日程8「中標津町農業委員会地区推進班の編成について」を議題に供します。地区推進班は、中標津町農業委員会地区推進班規則第2条で、6地区と定めております。地区推進班の班長及び委員は規則第3条の規定により委員会が選任することとなっております。おはかり致します。
地区推進班の班長、委員につきましては、お手元に配付のとおりとしたいが、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって地区推進班の班長、委員はお手元に配付のとおりといたします。
日程9「一般社団法人北海道農業会議の普通会员の選出について」を議題に供します。
提案内容を事務局から説明いたします。庶務係長。

庶務係長 一般社団法人北海道農業会議の普通会员の選出について、事務局よりご説明いたしま

す。

普通会員となる資格は、定款の第6条第4項第1号の規定で、「この法人の目的及び業務に賛同する個人であって、北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員」となっております。

このことから、先ほど選出されました本田会長を普通会員として、北海道農業会議へ報告することを確認するものでございます。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

以上で「一般社団法人北海道農業会議の普通会員の選出について」を終わります。

日程10、会務報告を事務局長から報告いたします。

事務局長 6月25日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。

中標津町議会第3回臨時会が7月20日に開催され、会長が出席しております。

以上で会務報告を終わります。

議長 以上で、会務報告を終わります。

日程11、「農地法第十八条第六項の規定による解約通知について」を上程します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(4)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇線〇〇番〇、現況地目、畑、面積 23,107 m²、ほか 10筆、合計、畑 68,207 m²。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成 28 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日まで。5、合意解約成立の日、令和 2 年 7 月 8 日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第5号(1)に関連するもので、賃貸借していた農地について、合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するため、期間内解約するものです。

議案の3ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林孝。

借主、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇線〇〇番〇、現況地目、畑、面積 39,867 m²。3、利用

権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成31年2月27日から令和5年12月24日まで。5、合意解約成立の日、令和2年7月8日。6、解約の理由、合意解約。
この案件については、議案第5号（7）に関連するもので、賃貸借していた農地について、合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するため、期間内解約するものです。
議案の4ページをお開きください。

（3）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番、現況地目、畑、面積39,253㎡ほか33筆、合計、畑684,534㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、令和元年12月21日から令和11年12月20日まで。5、合意解約成立の日、令和2年7月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第3号（1）に関連するもので、前経営主と使用貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と使用貸借契約するため、期間内解約するものです。

議案の6ページをお開きください。

（4）1、当事者の住所、氏名。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、竹林孝。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積101,844㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成29年11月28日から令和4年9月27日まで。5、合意解約成立の日、令和2年7月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第5号（12）に関連するもので、前経営主と賃貸借していた農地について、新設した農地所有適格法人と賃貸借契約するため、期間内解約するものです。

議案の7ページをお開きください。

（5）1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積15,431㎡。3、利用権の種類、使用貸借権。4、契約期間、平成28年1月1日から令和7年12月31日まで。5、合意解約成立の日、令和2年7月8日。6、解約の理由、合意解約。

この案件については、議案第2号（1）・議案第3号（3）に関連するもので、使用貸借していた農地について、合意解約し、後継者へ使用貸借を再設定するため、期間内解約するものです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

議長 なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程12、議案第2号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第2号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。9ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。
2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積5,494㎡、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、10ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農用区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。
令和2年7月16日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第2号(2)について説明いたします。11ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町○○○○○○番地○、○○ ○○。土地所有者、中標津町○○○○○○番地○、○○ ○○。
2、土地の表示。○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積18,195㎡の内243.08㎡、利用状況、原野。ほか1筆、合計596.26㎡。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。4、見取図は、12ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。
令和2年7月16日、第3地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程13、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。
(1)から(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1)から(3)について説明いたします。14ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、67歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇7番、公簿、原野、現況、畑、面積39,253㎡、利用目的、牧草畑、ほか33筆、合計畑、684,534㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和12年7月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、4人、家畜、牛172頭。7、見取図については、16ページ、17ページのとおりとなっております。

なお、(2)につきましても、借主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。18ページをお開き下さい。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、37歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、採草放牧地、面積1,465㎡、利用目的、牧草畑、ほか4筆、合計畑、108,818㎡、採草放牧地、1,465㎡、計110,283㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和12年7月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、4人、家畜、牛172頭。7、見取図については、19ページのとおりとなっております。

この2件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

21ページをお開き下さい。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、69歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、37歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積9,912㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年7月23日から令和7年12月31日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、畑939,026㎡、計939,526㎡。家畜、牛103頭。7、見取図については、22ページのとおりとなっております。

本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です

議長 説明が終わりましたので、(1)から(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第3号(4)について説明いたします。23ページをお開きください。

(4)1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、62歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,113㎡、利用目的、牧草畑、ほか36筆、合計畑、816,612㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人設立に伴う使用貸借を設定するもの。借主、使用貸借を受けて、農業経営を行うもの。4、移転の方法。使用貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和12年7月31日まで。6、当事者の経営状況。構成員、1人、農従者、6人、家畜、牛224頭。7、見取図については、25ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人設立のため、所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(5)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第3号(5)について説明いたします。27ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、59歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、48歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積91,486㎡、利用目的、牧草畑、3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年7月22日から令和3年3月31日まで。6、価格。年301,000円。7、資金調達方法。自己資金301,000円。8、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、2人、畑999,136㎡、採草放牧地、7,511㎡、計1,006,647㎡、家畜、牛201頭。9、見取図については、28ページのとおりとなっております。本案件につきましては、当事者の申し出により所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6)から(9)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 上程になりました議案第3号(6)から(9)について説明いたします。29ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇 61歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇 28歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,794㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和3年3月31日まで。6、価格。年140,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、畑528,441㎡、採草放牧地、983㎡、計529,424㎡、家畜、牛76頭。9、見取図については、30ページのとおりとなっております。

なお、(7)から(9)につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等を省略し、一括して説明いたします。

31ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、41歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積76,071㎡、利用目的、牧草畑、ほか5筆、合計畑、221,834㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和3年3月31日まで。6、価格。年646,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、畑935,402㎡、採草放牧地、11,396㎡、計946,798㎡、家畜、牛202頭。9、見取図については、32ページのとおりとなっております。

33ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、43歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、牧場、面積1,484㎡、利用目的、牧草畑ほか4筆、合計畑、100,232㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和3年3月31日まで。6、価格。年272,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、2人、農従者、2人、畑502,350㎡、計502,350㎡、家畜、牛102頭。9、見取図については、34ページのとおりとなっております。

35ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇 〇〇〇、37歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,391㎡、利用目的、牧草畑ほか2筆、合計畑、58,018㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農農家へ賃貸借の設定をするもの。借主、賃貸借の設定を受けて農業経営の拡大をするもの。4、移転の方法。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年8月1日から令和3年3月31日まで。6、価格。年144,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、6人、農従者、3人、畑1,216,306㎡、採草放牧地59,430㎡、計1,276,736㎡、家畜、牛212頭。9、見取図については、36ページのとおりとなっております。

この4件につきましては、当事者の申し出により所有農地を近隣農家に賃貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(6)から(9)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程14、議案第4号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。（1）について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
（挙手あり） 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第4号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」（1）について説明いたします。38ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇。

承継者、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積29,574㎡。3、許可期間。令和元年11月21日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継並びに、工事作業員不足及び大規模な地盤改良に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和元年11月21日から令和2年10月24日まで。変更後、転用期間、令和元年11月21日から令和3年3月31日まで。

この案この案件につきましては、令和元年10月25日開催の第28回中標津町農業委員会総会議案第157号（2）で審議されたのち承認され、令和元年12月20日開催の第30回中標津町農業委員会総会報告第82号（1）で許可の報告をしたものです。

本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となり、また、工事作業員不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、（1）の質疑に入ります。

（全委員） 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。（2）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり） 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第4号（2）について説明いたします。39ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

承継者、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積36,836㎡ほか2筆、合計畑、39,710㎡。3、許可期間。令和元年10月25日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継並びに、工事作業員不足及び大規模な地盤改良

に伴う工事期間の延長が必要となったため工期を変更する。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和元年10月25日から令和2年9月25日まで。変更後、転用期間、令和元年10月21日から令和3年3月31日まで。

この案件につきましては、令和元年9月26日開催の第27回中標津町農業委員会総会議案第151号(5)で審議されたのち承認され、令和元年11月25日開催の第29回中標津町農業委員会総会報告第81号(4)で許可の報告をしたものです。

本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となり、また、工事作業員不足及び大規模な地盤改良に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程15、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては(1)から(14)、(15)から(17)、(18)(20)の3回に分けて審議を致します。
(1)から(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(7)について説明いたします。

41ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、74歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇 〇〇、53歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,107㎡、ほか11筆、畑93,000㎡。利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、令和2年8月1日から令和8年7月31日まで。6、価格、年354,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、世帯員1人、農従者1人、経営地、計514,764㎡。経営作目、馬鈴薯。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は43ページのとおりです。

本案件につきましては、所有者の申出により、近隣農家と協議の末、借主を決定し、

賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

44ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、34歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、46歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積38,486㎡、ほか1筆、合計畑、59,917㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格1,628,000円。6、資金調達方法、スーパーL資金1,600,000円、自己資金28,000円。7、譲受人の経営状況、世帯員6人、農従者3人、経営地、計1,495,205.13㎡。家畜、牛173頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は45ページのとおりです。

この案件につきましては、所有者から所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

46ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、60歳。

借主、中標津町〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、34歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,547㎡内1,900㎡、ほか9筆、合計、畑42,662㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、令和2年8月1日から令和12年7月31日まで。6、価格、年155,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、計339,022㎡。家畜、牛43頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は48ページのとおりです。

なお、(4)につきましても、貸主が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令。

借主、中標津町字〇〇〇〇線南〇〇番地、〇〇 〇〇、40歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積108,666㎡内7,600㎡、ほか1筆、合計、畑33,900㎡。利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地をあっせんにより近隣農家に賃貸借設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、令和2年8月1日から令和12年7月31日まで。6、価格、年122,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、世帯員3人、農従者2人、経営地、計710,079.22㎡。経営作目、馬鈴薯。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は50ページのとおりです。

この2件につきましては、貸主より所有農地を賃貸したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いるものと判断いたしました。

5 1 ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、6 0 歳。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、4 2 歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 13,242 m²、ほか1筆、合計畑、42,316 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 2,981,000 円。6、資金調達方法、スーパーL 資金 2,900,000 円、自己資金 81,000 円。7、譲受人の経営状況、世帯員 3 人、農従者 3 人、経営地、計 1,053,823 m²。家畜、牛 226 頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 5 2 ページのとおりです。

なお、(6) につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

5 3 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇 〇〇、3 9 歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線南〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 54,899 m²、ほか1筆、合計畑、73,213 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地をあっせんにより近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 5,637,000 円。6、資金調達方法、スーパーL 資金 5,600,000 円、自己資金 37,000 円。7、譲受人の経営状況、世帯員 7 人、農従者 4 人、経営地、計 628,386.99 m²。家畜、牛 95 頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 5 4 ページのとおりです。

この 2 件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、あっせん会議を開催し、協議の末、借主を決定したものであります。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

5 3 ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、(公財)北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、4 9 歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,867 m²、利用目的、普通畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、賃貸借の合意解約に伴い、新たな借主を設定するもの。借主、規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和 2 年 7 月 2 7 日から令和 5 年 1 2 月 2 4 日まで。6、価格。年 51,800 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。世帯員、6 人、農従者、4 人、経営地、計 542,274.20 m²、経営作目、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。1 0、見取図は、5 6 ページのとおり

りです。

本案件につきましては、賃貸借の合意解約の申し出に伴ない、新たな借主に賃貸借を設定するものです。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 説明が終わりましたので、(1)から(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)から(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第5号(8)から(11)について説明いたします。

57ページをお開きください。

(8)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、〇〇 〇〇、51歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積37,363㎡、ほか3筆、合計、畑44,683㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,011,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,000,000円、自己資金11,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員、5人、農従者、3人、経営地、計930,227㎡、家畜、牛203頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58ページのとおりです。

なお、(9)～(11)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説明いたします。

59ページをお開きください。

(9)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積10,367㎡、ほか1筆、合計、畑69,158㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,840,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、4,800,000円、自己資金40,000円。7、譲受人の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計1,758,695.75㎡、家畜、牛838頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、60ページのとおりです。

61ページをお開きください。

(10)1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、40歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 72,187 m²、ほか6筆、合計、畑 217,310 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、15,819,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、15,800,000 円、自己資金 19,000 円。7、譲受人の経営状況。世帯員、6人、農従者、4人、経営地、計 1,118,127 m²、家畜、牛 178 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、63ページのとおりです。

64ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇、〇、〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 25,373 m²、ほか2筆、合計、畑 50,446 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,731,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、3,700,000 円、自己資金 31,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員、6人、農従者、6人、経営地、計 1,766,924 m²、家畜、牛 593 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、65ページのとおりです。

この4件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものがあります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので(8)から(11)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(12)から(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第5号(12)から(14)について説明いたします。
66ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、(公財)北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇 〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 101,844 m²、利

農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です

議長 説明が終わりましたので(12)から(14)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第5号(12)から(14)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により、7番須崎委員の退席をお願い致します。
(～須崎委員退席後～)
(15)から(17)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 瀧本委員。

瀧本委員 議案第4号(15)から(17)について説明いたします。
72ページをお開きください。

(15) 1、当事者の住所、氏名、年令。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇、41歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積48,859㎡ほか1筆、
合計、畑98,744㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農
地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けし
ていた農地を買受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、
所有権の移転。5、価格6,318,000円。6、資金調達方法、その他資金6,300,000円、
自己資金18,000円、。7、譲受人の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、計
946,798㎡。家畜、牛202頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は7
3ページのとおりです。

なお、(16)(17)につきましても、譲渡人が同一のため氏名等省略して一括説
明いたします。74ページをお開きください。

(16) 1、譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、36歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積49,486㎡ほか2筆、合計、
畑98,640㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有
合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしてい
た農地を買受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権
の移転。5、価格6,509,000円。6、資金調達方法、その他資金6,500,000円、自己
資金9,000円、。7、譲受人の経営状況、世帯員3人、農従者3人、経営地、計

766,378㎡。家畜、牛136頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は75ページのとおりです。76ページをお開きください。

(17) 1、譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇 〇〇〇、37歳。
2、土地の表示。字〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,990㎡ほか3筆、合計、畑96,346㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格6,115,000円。6、資金調達方法、その他資金6,100,000円、自己資金15,000円。7、譲受人の経営状況、世帯員6人、農従者3人、経営地、計1,275,736㎡。家畜、牛212頭。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は77ページのとおりです。

この案件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものがあります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(15)から(17)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第5号、(15)から(17)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
(～須崎委員着席後～)
須崎委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
(18)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 議案第5号(18)について説明いたします。78ページをお開きください。

(18) 1、当事者の住所、氏名。
譲渡人、中標津町字〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇、90歳。
譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社
理事長 竹林孝。2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積49,679㎡ほか18筆、合計、畑513,138㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契

約の内容、所有権の移転。5、価格 26,362,000 円。6、資金調達方法、北海道信連資金。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 80 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(18)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(12) から (14) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第 5 号 (19) (20) について説明いたします。

81 ページをお開きください。

(19) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇 65 歳。

譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社

理事長 竹林孝。2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 11,469 m²ほか 1 1 筆、合計、畑 443,083 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 27,761,000 円。6、資金調達方法、北海道信連資金。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 83 ページのとおりです。

この案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

84 ページをお開きください。

(20) 1、当事者の住所、氏名。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、66 歳。

譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社

理事長 竹林孝。2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 202,074 m²ほか 1 1 筆、合計、畑 202,074 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により農地を買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格 12,132,000 円。6、資金調達方法、北海道信連資金。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は 86 ページのとおりです。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本件は、承認されました。
(～4名の委員着席後～)
二瓶委員、須崎委員に申し上げます。
本案は原案のとおり、承認されました。

議 長 以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第1回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。

(閉会 12時30分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月27日

会 長 _____

1 番 _____

2 番 _____